

千代田区への転入誓約書

千代田区長・千代田区教育委員会 殿

私は、千代田区内の認可保育園・こども園・認定こども園の入園申し込みにあたり、入園月の前月末日までに下記のとおり転入（住民票異動）をします。

また、内定を受けた場合に、入園月の前月末日までに千代田区へ転入（住民票異動）できなかった場合または他の認可保育園等を入園月の前月末日までに退園しなかった場合は、内定辞退とみなされても異議はありません。

記

転入予定日 年 月 日

転入予定先 千代田区

転入者氏名（※転入予定のご家族全員の氏名を記載してください。）

（保護者）

（子ども）

【誓約欄】

年 月 日

保護者住所

保護者署名

【提出書類チェック欄】

転入予定で申し込みをする場合は、通常申し込みに必要な書類及び千代田区への転入誓約書（本紙）に加えて以下の書類が必要です。

提出書類を確認し、チェックをした上でご提出ください。

転入予定物件の契約書等

（どのような書類が必要かは裏面をご確認ください。提出すべき書類に不明点がある場合は、事前に子ども支援課へお問い合わせください。）

申込児童の生年月日、氏名が確認できる公的書類の写し（マイナンバーカード、医療証等）

※入園希望月の申込受付期間末日17時までにはすべての書類の提出がない場合は、申し込みが無効となります。

提出が必要な転入予定物件の契約書等について

状況により、必要書類が異なります。下記をご確認の上、ご不明な点は事前に子ども支援課にお問い合わせください。

(1) 千代田区内に住居を確保し、その住居に転入する場合

≪必要書類≫ 不動産の売買契約書又は賃貸借契約書
(転入先住所、転入時期、契約者双方の署名が確認できるページを提出してください。)

(2) 千代田区内に現在住んでいる親族等の住居に転入する場合 または親族等が所有する千代田区内の住居に転入する場合

≪必要書類≫ ①親族等がその住居を所有していることがわかる書類
(その住居の売買契約書、所有者名義の公共料金の領収証または検針票、
土地・建物の所有権が記載されている登記簿等)
※上記いずれか一点を提出
※公共料金をウェブサイト上で管理している場合は、領収書・検針票に該当する
ページ及び名義人・住所がわかるページを提出
②同居・居住証明書(①の名義人が証明したもの)

(3) 千代田区内の社宅・宿舍に転入する場合

≪必要書類≫ 勤務先発行の社宅・宿舍入居承認書又はそれに類する書類

【問い合わせ先】 千代田区教育委員会事務局
子ども部子ども支援課入園審査係 03-5211-4119 (直通)
午前8時30分～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)